


# 当日配布

庁議付議事案書

開催・平成28年2月18日

所管部課	市民部 市民課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市多機能端末機による証明書等の発行に関する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	課税課			
1. 要旨					
<p>当市においては個人番号カードを用いた、証明書等のコンビニエンスストア交付事業（以下、「コンビニ交付」という）について、平成28年2月22日の事業開始に向けて準備を進めている。</p> <p>公的個人認証（利用者証明用電子証明書）を利用した多機能端末機による証明書等の発行について必要な事項を定めるため、規則を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 発行可能証明書等、証明書等の発行日・発行時間、証明書等の交付請求 等</p> <p>(2) 施行日 平成28年2月22日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 市民の利便性が向上するとともに、個人番号カードの普及促進に資する。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>文書課において審査済み</li> </ul>					
3. 留意事項（問題点等）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの有効期限は10年間だが、利用者証明用電子証明（コンビニ交付に利用）の有効期限が5年間であることの周知と更新対応が必要であること。</li> </ul>					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>庁議終了後、速やかに規則制定手続きを進めたい。</li> </ul>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。